

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日は、翌日の翌日)

目次

◇ 示 身体障害者福祉法による医師の指定

生活保護法による医療機関の指定

地籍調査の成果の認証

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

”

開発行為に関する工事の完了

ブルセラ病検査等の実施

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 消防設備士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第八百九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項

の規定に基づき、次のとおり医師を定めたので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤 務 先
眼 科	渡 辺 猛	米子市西町三六ノ一 鳥取大学医学部附属病院
外 科	樋 口 国 器	” ”
”	西 山 互	” ”

鳥取県告示第八百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十二号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十六年 九月一日	板倉医院	日野郡日南町 多里二二五番地	内科、小児科	板倉 奨

鳥取県告示第八百一十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業主体	調査年度	調査地区	認証面積
名和町	昭和四十三年度から昭和四十五年年度まで	名和町大字高田地区	五五三・八四ヘクタール
〃	昭和四十四年度から昭和四十五年年度まで	大字門前地区	三〇七・六七ヘクタール

鳥取県告示第八百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十五年九月一日付で八頭郡佐治村大字津野三七一番地谷口薫ほか十六人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（佐治第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良（佐治第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十六年十月九日から二十日間とする。

三、縦覧に供する場所

佐治村役場

四、異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百一十三号

昭和四十六年九月十三日付で佐治村長から申請のあつた土地改良（河本地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十六年十月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
佐治村役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十四号

昭和四十六年八月三日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良(富吉地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十五号

次の開発区域について、開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字後谷三柳境

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四六四四 新宅忠男

鳥取県告示第八百十六号

家畜伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、ブルセラ病検査、結核病検査、ひな白痢検査、ピロプラズマ病検査、ニューカッスル病検査、豚丹毒予防注射及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛豚及び鶏の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十六年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ブルセラ病、結核病、ひな白痢、ピロプラズマ病、ニ

ューカッスル病及び豚丹毒予防のため

二 実施する区域 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。ただし、生後三月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

3 ニューカッスル病検査

鶏

4 ピロプラズマ病検査及びだに駆除
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

5 豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日

昭和四十六年十月十一日から昭和四十七年三月三十一日まで

五 検査、注射及び駆除の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

3 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

4 ピロプラズマ病検査

血液塗抹検査

5 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体調査

6 豚丹毒予防注射

豚丹毒予防液皮下注射

7 だに駆除

アズントール散布

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

昭和四十六年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十六年十月十四日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村明るく正しい選挙推進協議会委員研修会について

公 告

昭和46年8月20日及び9月19日行なつた消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和46年10月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲種消防設備士試験

第1類 船越 元熙

第4類 野波 修平 松田 文男 錢本 篤

第5類 野沢 康男

乙種消防設備士試験

第6類 布袋 英憲 野波 修平 野沢 康男 山下太一郎

第7類 林 諒 錢本 篤 山形鴻一郎

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】